

平成29年度

総務委員会 地方都市行政視察調査報告書（案）

1 訪問先及び調査事項

調査日	訪問先	調査事項
平成30年1月29日	高知県高知市	①新庁舎建設事業について ②高知市公共調達条例について
平成30年1月30日	高知県香美市	庁舎建設事業について

2 調査内容

高知市

1. 高知市の概要

高知市は、四国南部のほぼ中央に位置する。高知県の県庁所在地であり、四国初の中核市に指定されている。県内最大の商業地を持ち、県民人口の4割以上が暮らすプライメイトシティ（一極集中型都市）であるとともに、豊かな自然の残る北部、田園が広がる南西部など、都市部、中山間地域、田園地域がバランスよく調和する都市となっている。面積は309km²、総人口は平成30年1月現在で約33万人（人口密度：約1,000人/km²）である。

2. 視察経過

高知市議会（本町仮庁舎）を訪問し、事務局長による挨拶と高知市の紹介、続いて各調査事項について担当者による説明を受けたのち、質疑応答、仮庁舎における議場の見学を行った。

3. 主な説明内容

（1）視察テーマ1：新庁舎建設事業について

あらかじめ送付した下記の調査事項に対する回答というかたちで説明を受けた。

○検討経過について（新庁舎建設課と新庁舎建設検討委員会の役割分担等）

○位置や規模の決定経緯について

○災害対策機能の詳細について

○ユニバーサルデザインへの配慮について

○省エネルギー技術の導入など環境へ配慮した設備について

○事業手法、発注方式の検討経緯について

（業務分離発注方式、プロポーザルの採用、地域企業の参画等）

○仮庁舎における議場の見学

①検討経過について

新庁舎は平成28年6月に着工し、現在基礎工事中。平成31年6月末の完成を目指して施工を進めている。

旧庁舎の老朽化（昭和33年完成）、庁舎の分散化などの理由により、平成11年度から庁内で検討委員会を設置し新庁舎建設の検討が始まった。平成12年度には検討委員会が庁舎整備の候補地として3か所を選定、翌13年度には市議会にも特別委員会が設置され議論がなされた。その後2か所については土地利用が決定し、現在地での建て替えが決まるが、平成16年度以降は厳しい財政状況の中、建設の計画は停滞した。

その後、東日本大震災を契機として新庁舎建設の気運が一気に高まり、平成23年度には市議会に「南海地震対策調査特別委員会」、庁内に「庁舎耐震化整備等検討委員会」がそれぞれ設置され、様々な議論を踏まえ、「高知市新庁舎建設方針」が策定された。

翌24年度に現在の新庁舎建設事務所の前身である新庁舎建設課が設置され、また庁内に「新庁舎建設検討委員会」、庁外に「新庁舎建設検討専門委員会」を設置、来庁者アンケートなども行うなど様々な意見を取り入れ、「新庁舎建設基本構想」を策定した。

各組織体の役割分担としては、新庁舎建設課は、庁内の横断組織である「新庁舎建設検討委員会」の事務局として議論された内容の取りまとめを行い、「庁議」で最終的な意思決定を行う。「新庁舎建設検討委員会」で議論する際には、市民や有識者で構成される「新庁舎建設検討専門委員会」の意見が報告される。市民に対してはパブリック・コメントやアンケート等で意見を取り入れ、広報等で公開する。

②位置や規模の決定経緯について

位置は①に記載のとおり平成16年度に決定。

規模の決定経緯：以下の式により、延べ面積を算出。

$$\text{新庁舎面積} = \text{総務省庁舎面積算定基準} + \text{付加機能（備蓄倉庫や食堂など）面積} - \text{継続して利用する庁舎面積} + \text{新庁舎地下駐車場面積}$$

③災害対策機能の詳細について

○ハード面

- ・耐震計画基準（構造体：I類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類）、
- ・基礎形式・地盤がゆるいため、地盤改良工事として県産の杉を利用した特殊工法を行う。既製コンクリート杭を打ち込み構造体の耐震に備える。
- ・地下1階柱頭免震構造
- ・非常用発電装置：72時間対応、軽油方式
- ・上下水道の破断、停止への備えとして、井水を雑用水として利用できる設計。

○ソフト面

- ・災害時に庁議室を災害対策本部会議室として利用できる（テレビ会議可能）
- ・津波避難ビルに指定予定、市民も避難できる
- ・備蓄倉庫、職員用仮眠室

④ユニバーサルデザインへの配慮について

主な内容として

- ・ 総合案内、フロアアドバイザーの設置
- ・ 案内サインのデザイン統一
- ・ カラーユニバーサルデザイン（視覚障害者等への対応）
- ・ 総合窓口（ワンストップサービス）
- ・ その他、相談室、キッズスペース、授乳室、多目的トイレ等を検討

⑤省エネルギー技術の導入など環境へ配慮した設備について

主な内容として

- ・ タスクアンビエント照明：天井照明を間引きし、職員机にLED照明を設置。必要な時のみに使用できるようにする
- ・ 人感センサー、調光制御
- ・ 太陽光発電：屋上に設置
- ・ 上水ではなく雨水、井水を、空調や散水、雑用水として利用
- ・ ナイトパーズの採用

⑥事業手法、発注方式の検討経緯について

平成26～27年度の基本・実施設計の段階において公募型プロポーザル方式により公開プレゼンテーションを実施。設計業務については、公募条件を共同企業体（2又は3者によるJV）とし、代表者以外の構成員は高知市内に本社を有すること、出資比率の最少は2の場合30%、3の場合は20%とした。

平成28～31年度（予定）での建設工事については、一般競争入札（総合評価落札方式）、分離発注方式を採用し、①建築工事、②電気工事、③管（空調）工事、④管（衛生）工事の4つに分け、それぞれに要件を付している。

【主な質疑応答】

（問）市民（来庁者）アンケートを実施したことで、当初の構想から変更した点はあるか。

（答）延べ3日間で1,100名の回答が集まった。新庁舎に必要な機能などの質問項目を設けた。例えばアンケートによって来庁者の約半数が車で来ていることがわかり、旧庁舎に無かった専用駐車場を検討することとなった。来庁者アンケートの結果を基本構想の骨格に盛り込み、その後新庁舎建設計画の段階では、住民登録者5,000名を無作為に選び郵送でアンケートを行った。回答を照らした結果、概ね市民ニーズに合った計画となっていることが確認できた。

（問）予定している備蓄倉庫は、災害時の一般市民の受け入れも考えているのか。

（答）庁舎に市民があふれて災害対応が滞ることは避けるべきと考えている。あくまで一時避難場所であり長期滞在は想定していない。備蓄倉庫についても基本的には職員の寝泊り向けを考えており、市民の滞在については他の部屋になろうかと思う。

（問）分散している庁舎を活かす場合、周辺に公共施設がたくさんあるが、新庁舎の建設時におけるエネルギー供給の考え方は検討したのか。あるいはエネルギー供給のシステム

は組み込まれているのか。

(答) 水道については豊富な井水を組み込み、トイレなど雑用水としても利用する。電気については電源車への接続なども可能である。災害時は民間のガソリンスタンドとの提携することも予定している。

(問) 建設コストにおける坪単価はおおよそどのくらいか。

(答) 約46万くらいだったかと思う。建設資材の高騰や、弱い地盤に対応する地下工事の導入、また高さ制限がある土地のため庁舎の形状も工夫せざるを得ず、全体的に高コストとなっている。

(問) 議会棟のセキュリティは考えているか。

(答) 旧庁舎では市民が自由に出入りできたが、新庁舎では議会棟への出入りにカードリーダーの導入を予定している。他のフロアについても、閉庁時間は自由に出入りできない構造（シャッターなど）としている。

(問) 食堂はどのようなものを想定しているか。

(答) 市民アンケートでも食堂の希望は多く、職員の福利厚生的な側面もあるため、貸し出すことで考えている。貸し出す部分は厨房のみとし、機器やホールも市の管理とする予定である。食堂の運営については、福利厚生の一部としてなら問題ないが、利益を上げるレストランと考えてしまうと、税金を使ってテナントを用意するのかという話になる。ただ利益を上げにくければ業者が集まらず、難しい問題である。

(問) 新庁舎にコンビニは入るか。また喫煙施設についての検討は。

(答) コンビニは入る。外部（道路側）から出入りできる構造とし、24時間営業を考えている。喫煙室は設けない。建物内禁煙とし、敷地の一部は喫煙可とする予定。電子タバコも通常のタバコと同様に禁煙の対象とする。なお県庁、中核市レベルではほとんどの庁舎が全面禁煙となっているかと思う。

(問) 基本計画等を見ると事業費に30億ほどの差があるが、これは先ほど説明のあった資材高騰によるものなのか、それとも新たなものが追加されたことによるのか。またその場合の財源更正はどうなっているのか。

(答) 基本計画の時点で140億だったものが、基本設計の段階で20%アップの180億となってしまう、見直しを経て現在の総事業費は170億弱である。高知市は合併時に財政危機だったこともあり、基本方針の時点では単独債で計画されていたが、24年度以降、合併特例債を充てる方針へ変更した経緯がある。一般財源の負担は100億くらいになるかと思う。建設計画が進まなかったこともあり基金の積立も少ない。

(問) ミニ公募債をやっているか、またその予定はあるか。

(答) 検討はしたがメリットが少ないため予定はない。

(2) 視察テーマ2：高知市公共調達条例について

あらかじめ送付した下記の調査事項に対する回答というかたちで説明を受けた。

- 高知市公共調達条例の特徴について
- 条例改正の背景、経緯について
- 条例制定による地域経済等への効果について

①高知市公共調達条例の特徴について／②条例改正の背景、経緯について

◆条例制定の経緯について

公的な施設における指定管理者制度の導入、民間委託が増え、入札による委託事業者決定過程において、価格競争の激化によって受注価格の低下が続いた結果、公共調達に携わる労働者の労働条件の悪化や労働賃金の低下が問題視されるようになった。

平成21年7月に公共サービス基本法が整備され、従来の「価格入札」から「政策目的入札」への転換が必要との考えが示されるようになった。そこで高知市では、平成22年に外部有識者等で構成される「高知市入札・契約制度検討委員会」が開催され、当該委員会から示された「高知市入札・契約制度基本指針」により、公共調達の理念を宣言した基本条例の制定について検討するべきとの提言がなされた。それを受けて平成23年、基本条例の制定について盛り込んだ「高知市入札・契約制度基本方針」及びその「推進計画」が策定・施行された。さらにその1年後、平成24年1月に「高知市公共調達基本条例」が施行され、あわせて「高知市公共調達審議会」が設置された。

平成26年9月、「高知市公共調達基本条例」の一部が改正された。報酬下限額の支払義務等を盛り込み、いわゆる「公契約条例」となった。これは議員提出議案によるもので、自民党系を除く全5会派の賛成で成立したものである。平成27年度からは、前述の「高知市公共調達審議会」において労働報酬下限額についての審議を行っている。

◆条例制定の目的

「高知市公共調達条例 第1条」

この条例は、公共調達に係る基本理念等を定めることにより、公共調達の競争性、公平性、公正性及び透明性を高め、調達するものの品質、価格及び履行の適正を確保するとともに、労働者の適正な労働条件を確保する等の社会的価値の実現及び向上に配慮し、もって市民の福祉の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

※下線部分が、いわゆる「公契約条例」に改正された際に追加

◆条例改正の理由

1. 市が進める民間委託の拡大や入札における未解決の課題が長引くデフレと相まって、いわゆる官制ワーキングプアを行政が作っているのではないかと、との疑念を払拭する政策の実行が必要である。
2. 平成22年「公共工事における賃金確保法（公契約法）の条例制定に関する請願」を採択してから4年が経過し、執行部が改正を躊躇する中、議会として議案提案権を行使して取り組むことは請願を採択した議会の責任である。

◆条例制定後の意見等

1. 使用者側の意見

- ・被雇用者について、新卒～30歳くらいまでは、労働報酬下限額を公共工事の設計労務単価の60%相当に設定したとしても、実際の賃金と乖離しており使用者側には厳しい。

※他自治体は80～90%に設定しているところも多い

- ・労務台帳の作成・提出が煩雑で経費がかかるため予定価格に上乗せしてほしい。
- ・二次下請以降のことまで取りまとめや下限額の支払いの責任を持つのは難しい。
- ・鉄筋工など一人何役もこなす作業員の下限額を、設計労務単価51職種のいずれかに適用するのは困難。

2. 労働者側の意見（直接要望などは出されていないが、議会経由で提出されたもの）

- ・工事に従事する被雇用者について、一人親方と同じように公共工事設計労務単価をベースに報酬額を設定すべき。（現在は一般委託と同様の算定）
- ・生活保護基準の適用において、住宅扶助分も加算して算定すべき。
- ・条例の対象となる労働者への周知を徹底すべき。
- ・年収200万円を超える下限額でなければ適正とは言い難い。

3. 公共調達審議会委員の意見

- ・職種ごとに下限額を決めるのが望ましい。
- ・設計労務単価の何割というような決め方が望ましい。
- ・下限額の算定にあたっては、生活保護基準ではなく最低賃金をベースに考えるべき。

◆条例の特徴

1. 議員提案による条例改正

制定前に、市側から使用者・労働者側に対する説明は行っていない。

2. 工事の労働報酬下限額の設定方法

公契約条例を施行している高知市を除く全ての自治体が「公共工事設計労務単価の〇%」としているが、高知市では一人親方を除き、被雇用者については職種に関わらず同一単価（840円：平成30年1月1日適用）を採用している。

※交通誘導警備員のみ784円（平成30年1月1日適用）

③条例制定による地域経済等への効果について

効果の検証については、事業者や労働者へのアンケート調査等を実施していないため不明。そうした中ではあるが、給食調理業務の事業者から、「条例により下限額が改定されると、同じ調理業務で“条例対象外の業務”の時給についても、下限額に合わさざるを得ない」との声があり、これは賃金上昇効果のひとつであると考えている。

なお、地域経済等への波及効果とは、「賃金の上昇」を意味すると考えるが、賃金はさ

さまざまな要因が勘案されて決められるものであり、条例の施行のみによる効果を検証することは不可能と考える。

【主な質疑応答】

- (問) 事業者からも事務的な手間がかかるとの声があるようだが、市側においても、専門の職員を配置するなど目に見えないところでコストはかかっているのか。
- (答) 条例施行にあわせ、契約課は1名増員しているが、これだけでは厳しい状況である。下限額を毎年改定するにあたり、事業者へ賃金実態調査をかける手間が大きい。
- (問) テーマや理念は大切だと思うが、当区は公契約条例制定の動きは今のところなく、23区でもなかなか条例制定は広がりを見せていない。ご担当として、理念を実現するための検証の方法などはどう考えているか。
- (答) 担当としては、公契約条例は現実になじまない部分もあると思っている。一点目として、条例の対象となる労働者が、非常に限定的なことである。公共調達に関わらない職種には条例の直接的な影響は表れず、そこに税金を投入するという考えに（執行部としては）至っていない中での議員提案であった。二点目として、本来ならば労使間で決まる賃金に対し、行政がああしろ、こうしろというのは非常に難しいということである。審議会で下限額を決めるにあたって、使用者側と労働者側の意見とが噛み合わないこともあり、使用者側にも一定配慮しながらの金額設定はなかなか難しい。検証としては労働者へのアンケートを実施することも考えられるが、現在の体制では厳しく、実際の賃金は政策的に上げられてきている現状もある中、タイミング的にもどうかと思うところはあつた。行政が深入りするとすれば、最低賃金であれば全ての人に影響が及ぶので、方法としてベストではないかと考えている。
- (問) 法定福利費に対する考え方はどのようになっているか。
- (答) 例えば土木工事であれば予定価格に対して87～88%の落札率だが、法定福利費分にもその率がかかってくる。法定福利費は100%のまま、入札の対象ではないというやり方であれば下請に対しても法定福利費が引き継がれるが、現状はそうになっていない。
- (問) 労務台帳の提出方法やチェック体制はどうなっているか。
- (答) 他自治体の例を研究し、もっとも簡単な方法を採用した。賃金台帳の提出は求めず、所定の様式に支払賃金等を入力してもらい、市には労働報酬下限額を上回っているか、可否だけが表示されたものを提出いただいている。
- (問) 予定通り履行されたかななどのチェックは契約課で行うのか。また、そのことにより日常業務は増えたのか。
- (答) 建設工事は契約課の発注なので契約課でチェックする。各課発注のものは各課の担当者がチェックしている。労務台帳のチェック自体はそれほど手間ではないが、契約相手方に台帳を作成・提出いただくことを周知する手間がかかる。
- (問) 実際に契約課でチェックして、「賃金が安すぎではないか」という例はあつたか。また、業者にとって、民間に比べると役所発注の方が、賃金が良いという話になっている

と感じているか。

(答) 指定管理で報酬下限額を下回った例が1件あったが、きちんと周知されていなかったためであり、すぐに改善された。後段の質問だが、条例が制定されたことにより、民間の支払い賃金を下げたうえで公共部門の賃金を上げているかもしれないので、一概には言えない。

(問) 公共調達審議会委員に、労働者側、使用者側から1名ずつ追加されたとあるが、どう選ばれたのか。請願を出している業界の方か。

(答) たまたま請願に関わった団体の人が選ばれているが、それが理由で選ばれたわけではない。任期は2年で、現在まで更新されている。

(問) 公共調達においては、品質が市民のサービスに直接関わるので、一定の賃金とともに品質も確保されないと片手落ちと考える。工事は成果物があってわかりやすいが、指定管理などは「サービスの品質」をはかることが難しいのではと思う。そのあたりの評価をどう考えているか。

(答) 担当課への聞き取りでは、条例の施行前と後でサービスの内容に変化がない、という声も聞かれた。条例によって賃金は上がっているかもしれないが、品質向上という方向へ持っていかないと条例施行の意味合いが薄くなってしまおうと考えている。

香美市

1. 香美市の概要

香美市は平成18年に、土佐山田町、香北町、物部村が合併して誕生した。高知県北東部に位置し、537.86km²の広大な面積の約9割を森林が占める。ニラ、ゆずの栽培など第一次産業が盛んであり、土佐打刃物やフラフの伝統産業も継承されている。日本三大鍾乳洞の一つである龍河洞やアンパンマンミュージアムなど、集客力の高い観光地も多い。人口は平成30年1月現在で約2万6千人であり、合併時と比べ約1割減少しているという現状を踏まえ、自然環境が豊かな地域性を活かした「お試し移住支援」など、行政が市への移住・定住を支援する施策に力を入れている。

2. 視察経過

香美市議会を訪問し、議長及び事務局長の挨拶ののち、担当者による説明を受け、議場・庁舎の見学及び質疑応答を行った。

3. 説明内容

視察テーマ：庁舎建設事業について

あらかじめ送付した下記の調査事項に対する回答というかたちで説明を受けた。

- 検討経過について（庁舎建設委員会など庁内3組織の役割分担等について）
- 候補地の決定経緯について
- 庁舎統合による影響（住民の声など）について
- ユニバーサルデザインへの配慮について
- 省エネルギー技術の導入など環境へ配慮した設備について
- 事業手法、発注方式の検討経緯について
- 建設事業費、財源について
- 建設後、より利用しやすい庁舎を目指した適切な保守等の取り組みについて
- 議場の見学

①検討経過について（庁舎建設委員会など庁内3組織の役割分担等について）

香美市は、平成18年に3つの町村が合併して発足したが、合併協定において概ね5年以内の新庁舎建設が決まっていたため、平成18年から19年にかけて、「庁舎建設委員会」、「庁舎位置検討委員会」、「庁舎建設職員チーム」の3つの組織を立ち上げ、準備・研究を進めた。議会においても、特別委員会が設置され協議を重ねた。最終的に旧土佐山田町役場に位置が決定し、平成21年に着工、平成23年3月に竣工した。協定どおり、合併から約5年という事業期間で完成させた。

庁舎建設は合併協議の合意事項であったので、平成18年の合併後、「庁舎建設委員会」

(行政のほか議会、有識者、市民で構成)により協議を開始、「建設すべし」との意見集約ののち、建設理念や基本方針、規模等について検討を重ねた。その過程で新庁舎の位置について意見の対立があり、新たに「庁舎位置検討委員会」を分離発足させた。

約1年の協議を経て、建設委員会より「香美市新庁舎建設構想」が市長に答申された。その後、職員で「新庁舎建設委員会」を組織し、基本設計に答申内容を反映させるとともに、議会でも「庁舎建設小委員会」を組織して基本設計に参画する。そこからさらに1年の協議により、設計者・職員・議会での3者合意を経た基本設計が出来上がった。

なお、これら委員会を運営する事務局職員1名をサポートするため、基本設計書の完成まで、プロジェクトマネジメントというかたちで基本設計の委託業者とは別の業者に業務を委託。IT設計や設計業者との折衝、各委員会の意見対立の問題点の洗い出し等において、プロジェクトマネージャーが有効に機能した。

②候補地の決定経緯について

庁舎位置は、自治法第4条、予算、期限、場所(土佐山田町内)という4つの前提条件を満たす場所を探し、現在位置に決定した。

③庁舎統合による影響(住民の声など)について

庁舎建設前は各部署が複数の建物に分散していたが、統合によって住民の利便性は飛躍的に向上した。

④ユニバーサルデザインへの配慮について

高知県の基準に基づき設計。

- ・窓口カウンター、通路、事務室、議場など、車椅子使用が可能なつくりとなっている
- ・多目的トイレを各階エレベーター付近に設置(使用中の場合でも別フロアにすぐ移動可能)、手をかざすだけでドアの開閉ができる

⑤省エネルギー技術の導入など環境へ配慮した設備について

オール電化とし二酸化炭素排出の熱源は使用していない。冷暖房は蓄熱式を採用。一部では動力を使わない外気吸入システムも採用している。

⑥事業手法、発注方式の検討経緯について

行政主導ではなく住民の声を吸い上げる方針で事業を進める。ポイントを絞った検討のために、建築に精通する前述のプロジェクトマネージャーを活用した。

本体工事の基本設計はプロポーザル方式で業者を選定。基本設計に瑕疵がなければ実施設計の発注もできることを条件とし、優秀な業者からの現実的な提案を見込んだ。

建設事業の発注は、建築・電機・機械の分離発注とし、指名競争入札で行った。いずれの部門も県外・県内双方の大手によるJVで参加してもらった。技術の進捗速度が速いITについては、別途ITプロジェクトマネージャーを選任し、設計・施工同時のプロポーザルとした。

工事期間：平成21年11月～平成23年10月

⑦建設事業費、財源について

総額：2,711,802千円

財源：庁舎建設事業債(合併特例債)、庁舎建設基金取り崩し、一般財源

⑧建設後、より利用しやすい庁舎を目指した適切な保守等の取り組みについて

- ・分散していた庁舎の統合により利便性が高まった一方で、駐車場が不足してきたため、近隣の民間駐車場を借り上げ、職員や議員はそちらを利用するようにしている。
- ・公衆電話が庁舎外にあってわかりにくく、市民ホール内に新たに設置
- ・空調機の専門業者による保守、職員による簡易点検などを実施

【主な質疑応答】

(問) 庁舎の位置について意見が分かれたということだが、その時点で、この周辺（土佐山田町）に作る事が決まっていたのか。

(答) 合併当初、まだ一つの自治体としての意識が醸成されていない中で位置の検討が進められた。その後、もっとも人口が多い旧土佐山田町内に作る事が決まったが、旧香北町や旧物部村の住民は「なるべく東の位置」を希望していたため、多少紛糾もあった。

(問) 香北町、物部村のかつての役場は出張所として使っているのか。

(答) それぞれ支所として、新たに建設した。

(問) さまざまな省エネルギー技術が導入されたとのことだが、数年たって効果はどのようにとらえているか。

(答) 順次省エネの取り組みを行っており、冷暖房の設定温度など職員には我慢してもらっている部分も多い。職員はエレベーターも使用しないし、トイレのエアータオルも来庁者の多い1階にしかない。

(問) IT関係の工事費に2億ほどかかっているが、当初の予定通りだったのか。

(答) 当初は建物の施工で総額30億という枠があり、設備工事と設計管理を差し引いた額でIT工事をする想定で、その範囲内（2億円以内）を条件にプロポーザルを行った。

(問) 決して高い工事費ではなく、標準的な範囲と思われるが、担当としてもそのようにお考えか。

(答) 当時、北京オリンピックが近く鉄が高騰していたが、建設が開始したころには価格が落ち着いてきた。いろいろ当初の思惑通りにはいかないこともあった。

(問) 省エネ対応であったり耐震であったり、メンテナンスにコストをかけない考え方であったり、トータルでいろいろ考えなければいけないことが多いと思うが、とくにこだわった部分はあるか。構造の具材などの議論もさまざまあったのか。

(答) 住民の目線で考えても、なるべくお金をかけないという思想はあったが、一方で、例えば議場などは長く使える良いものを作りたいとの意見もあり、対立もある中で落としどころを探っていた。木材については香美市産のものを使っており、市が所有している山から切り出した杉、ヒノキを使用している。